

令和 7 年 11 月 21 日

総合政策局海洋政策課

海事局海洋・環境政策課

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

本日、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。本改正により、船舶から発生する窒素酸化物の放出量をより低減する基準及び船舶燃料油中の硫黄分濃度をより低減する基準が適用される海域に、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域が追加されます。

1. 背景

海洋汚染防止条約（マルポール条約）附属書Ⅵでは、船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る基準及び船舶で使用される燃料油中の硫黄分濃度の基準について定めています。

今般、国際海事機関において同条約附属書Ⅵの改正案が採択され、当該窒素酸化物の放出量及び当該硫黄分濃度について、一般海域に比べてより低減する基準が適用される海域に、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域が追加されました。これを受け、我が国においても当該改正内容を国内担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）について所要の改正を行います。

2. 概要

船舶から発生する窒素酸化物の放出量をより低減する基準及び船舶燃料油中の硫黄分濃度をより低減する基準が適用される海域に、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加します。

3. スケジュール

公 布： 令和 7 年 11 月 27 日（木）

施 行： 令和 8 年 3 月 1 日（日）



<問合せ先> 代表：03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 伊藤、加藤

直通：03-5253-8118

（内線：43-902、44-178）

総合政策局 海洋政策課 永井、宮井

直通：03-5253-8266

（内線：24-352、24-365）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。
(第十一条の七及び別表第五関係)
- 2 船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。(第十一条の十及び別表第五関係)
- 3 附則
 - (1) この政令は、令和八年三月一日から施行する。(附則第一条関係)
 - (2) 所要の経過措置を定める。(附則第二条関係)

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の表第一号中「及び米国カリブ海排出規制海域」を「米国カリブ海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

第十一条の十の表第一号中「及び地中海排出規制海域」を「地中海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

別表第五に次のように加える。

カナダ北極海	北緯六十八度五十四分西経百三十七度の点、北緯七十二度五十六・五八分西経百三十
排出規制海域	七度の点、北緯七十三度〇・四二分西経百三十六度二十一・七二分の点、北緯七十三

度二十一・七二分西経百三十六度二十・四六分の点、北緯七十三度五十六・三四分西
経百三十六度五十七・六分の点、北緯七十四度三十・一八分西経百三十七度十三・〇
八分の点、北緯七十五度三・四二分西経百三十七度七・二分の点、北緯七十五度四十
九・二六分西経百三十六度三十二・〇四分の点、北緯七十六度四十二・一八分西経百
三十六度五十七・〇六分の点、北緯七十七度二十八・二六分西経百三十六度三十四・
七四分の点、北緯七十八度七・二六分西経百三十五度二十八・五分の点、北緯七十八
度三十九・七二分西経百三十三度四十四・八八分の点、北緯七十九度二十九・五八分
西経百三十一度二十四・九六分の点、北緯七十九度五十三・一六分西経百二十九度三
十二・二二分の点、北緯八十度三十一・四四分西経百二十七度三十三・四八分の点、
北緯八十一度五十四・三六分西経百十八度三十六・二四分の点、北緯八十二度十六・
三二分西経百十六度二十八・九八分の点、北緯八十二度五十二・八六分西経百十五度
二十九・四六分の点、北緯八十三度五十四・五四分西経百十二度七・二分の点、北緯
八十五度四十六・一四分西経九十七度十六・八六分の点、北緯八十六度九・七八分西

経八十九度十四・四六分の点、北緯八十六度二十二・五六分西経七十八度五十九・五八分の点、北緯八十六度十九・一八分西経六十度十・一七分の点、北緯八十五度三十八・九二分西経五十八度十・五八分の点、北緯八十五度二十二・二九分西経五十七度五十九・二二分の点、北緯八十五度十二・〇四分西経五十七度五十四・六八分の点、北緯八十四度四十九・五六分西経五十七度十三・二八分の点、北緯八十四度二十二・一五分西経五十六度四十三・〇九分の点、北緯八十四度十七・三二分西経五十六度三十五・七八分の点、北緯八十四度十一・〇五分西経五十六度二十九・五三分の点、北緯八十三度十・七九分西経五十七度〇・二一分の点、北緯八十三度四・二九分西経五十七度二十七・七八分の点、北緯八十三度〇・九五分西経五十七度三十二・七二分の点、北緯八十二度四十四・七一分西経五十八度〇・三八分の点、北緯八十二度四十二・五七分西経五十八度六・七八分の点、北緯八十二度四十・六九分西経五十八度十一・七四分の点、北緯八十二度三十四・九五分西経五十八度二十五・三分の点、北緯八十二度三十一・二五分西経五十八度三十八・五六分の点、北緯八十二度二十七・五

二分西経五十八度五十・一二分の点、北緯八十二度二十二・八七分西経五十九度二分の点、北緯八十二度二十・二六分西経五十九度二十一・三八分の点、北緯八十二度十八・五四分西経五十九度三十二・二五分の点、北緯八十二度十七・二二分西経五十九度四十一・三一分の点、北緯八十二度十四・四一分西経五十九度五十六・〇六分の点、北緯八十二度十二・〇六分西経六十度二・二三分の点、北緯八十一度五十一・六七分西経六十二度九・六分の点、北緯八十一度十七・八九分西経六十四度八・七三分の点、北緯八十度五十・四八分西経六十六度十五・三三分の点、北緯八十度五十・一分西経六十六度二十六・九七分の点及び北緯八十度四十九・九一分西経六十六度二十七・四分の点を順次結んだ線、北緯八十度四十九・二九分西経六十六度二十七・〇四分の点、北緯八十度四十九・一九分西経六十六度二十六・五七分の点、北緯八十度四十五・四三分西経六十七度三・九九分の点、北緯八十度二十六・一六分西経六十八度十四・三九分の点、北緯八十度一・七九分西経六十八度四十六・九九分の点、北緯七十九度四十・三八分西経六十九度四・六八分の点、北緯七十八度四十八・〇九分西経

七十二度五十二・三六分の点、北緯七十八度二十五・〇五分西経七十三度四十五・六六分の点、北緯七十七度三十・八三分西経七十四度三十八・二四分の点、北緯七十六度四十三・四七分西経七十四度五十六・四九分の点、北緯七十五度西経七十三度十六・〇七分の点、北緯七十四度五十・六七分西経七十三度二・七一分の点、北緯七十四度四十四・二分西経七十二度五十二・八六分の点、北緯七十四度二十八・六七分西経七十一度四十五・七二分の点、北緯七十四度二十四・〇二分西経七十一度二十五・六七分の点、北緯七十四度十二・四二分西経七十度三十三・〇六分の点、北緯七十四度十・〇三分西経七十度二十三・一二分の点、北緯七十四度七・五分西経七十度二・一六分の点、北緯七十四度六・一五分西経七十度六・六九分の点、北緯七十四度二・五三分西経六十九度五十一・四三分の点、北緯七十四度二・二五分西経六十九度五十・三三分の点、北緯七十三度五十七・五四分西経六十九度三十一・〇二分の点、北緯七十三度五十二・二七分西経六十九度十・八八分の点、北緯七十三度四十六・七三分西経六十八度五十一・一四分の点、北緯七十三度四十六・一七分西経六十八度四

十八・八一分の点、北緯七十三度四十一・七七分西経六十八度二十九・六五分の点、北緯七十三度三十七・九一分西経六十八度十二・三四分の点、北緯七十三度三十六・五一分西経六十八度五・四二分の点、北緯七十三度三十一・一四分西経六十七度十五・五二分の点、北緯七十三度二十五・九分西経六十六度二十四・九九分の点、北緯七十三度十八・四八分西経六十六度七・九一分の点、北緯七十二度五十・八九分西経六十五度七・五二分の点、北緯七十二度四十七・七分西経六十五度〇・六三分の点、北緯七十二度四十五・七六分西経六十四度五十八・二二分の点、北緯七十二度四十三・七八分西経六十四度五十四・二七分の点、北緯七十二度三十六・四分西経六十四度三十八・七四分の点、北緯七十二度三十・五八分西経六十四度二十六・〇四分の点、北緯七十二度二十四・八九分西経六十四度十三・一分の点、北緯七十二度十九・六分西経六十三度四十・五五分の点、北緯七十二度六・三三分西経六十三度三十・四二分の点、北緯七十二度一・六五分西経六十三度二十・七三分の点、北緯七十一度五十二・九八分西経六十三度三・八六分の点、北緯七十一度四十七・二一分西経六十

二度五十二・六七分の点、北緯七十一度四十四・七一分西経六十二度四十九・四一分の点、北緯七十一度三十二・九分西経六十二度三十三・三五分の点、北緯七十一度三十一・七三分西経六十二度三十一・六六分の点、北緯七十一度二十九・三九分西経六十二度二十八・九九分の点、北緯七十一度二十五・九三分西経六十二度二十五・三七分の点、北緯七十一度十八・九八分西経六十二度十七・四五分の点、北緯七十一度十二・一分西経六十二度八・九八分の点、北緯七十度五十一・八四分西経六十一度四十二・五三分の点、北緯七十度四十八・一七分西経六十一度三十七・六二分の点、北緯七十度三十五・五五分西経六十一度二十・二八分の点、北緯七十度三十三・〇七分西経六十一度十七・一分の点、北緯七十度十三・四八分西経六十一度十・四九分の点、北緯七十度八・八三分西経六十一度八・六七分の点、北緯七十度七・五五分西経六十一度七・九二分の点、北緯七十度一・六八分西経六十一度四・〇八分の点、北緯六十九度五十五・八二分西経六十度五十九・八五分の点、北緯六十九度五十五・二七分西経六十度五十九・四一分の点、北緯六十九度四十九・八二分西経六十度五十七・九九

分の点、北緯六十九度二十九・四一分西経六十度五十一・三六分の点、北緯六十九度十二・八二分西経六十度二十七・四分の点、北緯六十九度十・二四分西経六十度二十三・四七分の点、北緯六十九度六・七九分西経六十度十八・三三分の点、北緯六十九度〇・八八分西経六十度八・九九分の点、北緯六十八度五十六・八三分西経六十度二・二一分の点、北緯六十八度三十八・〇二分西経五十九度十四・四三分の点、北緯六十八度三十七・八六分西経五十九度十四・〇一分の点、北緯六十八度三十四・〇二分西経五十九度四・四六分の点、北緯六十八度三十二・八八分西経五十九度一・四九分の点、北緯六十八度二十五・二五分西経五十八度四十二・〇六分の点、北緯六十八度二十一・六七分西経五十八度三十八・六四分の点、北緯六十八度十六・〇七分西経五十八度三十三・七五分の点、北緯六十八度七・四分西経五十八度二十六・九三分の点、北緯六十八度六・八七分西経五十八度二十六・五八分の点、北緯六十八度四・二六分西経五十八度二十四・六九分の点、北緯六十八度一・八九分西経五十八度二十三・一五分の点、北緯六十七度五十六・九四分西経五十八度十九・六二分の点、北緯

六十七度四十四・二五分西経五十八度九・七九分の点、北緯六十七度三十九・七七分西経五十八度六・〇五分の点、北緯六十七度三十五・三三分西経五十八度二・〇七分の点、北緯六十七度三十・七六分西経五十七度五十七・六六分の点、北緯六十七度二十九・一六分西経五十七度五十六分の点、北緯六十七度二十八・二一分西経五十七度五十五・〇一分の点、北緯六十七度二十七・二七分西経五十七度五十四・五七分の点、北緯六十七度二十一・五二分西経五十七度五十二・三五分の点、北緯六十六度四十九・四七分西経五十七度四十二・八四分の点、北緯六十六度四十一・七一分西経五十七度四十・三五分の点、北緯六十六度三十七・八八分西経五十七度三十九・四五分の点、北緯六十六度三十六・〇二分西経五十七度三十八・九九分の点、北緯六十六度三十・二七分西経五十七度三十八・〇四分の点、北緯六十六度二十四・五分西経五十七度三十七・五六分の点、北緯六十六度十八・六八分西経五十七度三十七・五五分の点、北緯六十六度十二・八四分西経五十七度三十八・〇一分の点、北緯六十六度三・五分西経五十七度三十九・四五分の点、北緯六十五度五十七・六二分西経五十七度三

十九・九三分の点、北緯六十五度五十七・五分西経五十七度三十九・九三分の点、北緯六十五度五十一・七五分西経五十七度四十・四四分の点、北緯六十五度五十・八一分西経五十七度四十・四六分の点、北緯六十五度三十七・五九分西経五十七度四十一・七四分の点、北緯六十五度三十四・七四分西経五十七度四十二・一八分の点、北緯六十五度二十三・三三分西経五十七度四十四・八三分の点、北緯六十五度十八・〇八分西経五十七度四十五・七分の点、北緯六十五度十四・五二分西経五十七度四十四・九九分の点、北緯六十五度十一・四九分西経五十七度四十四・二二分の点、北緯六十五度八・七九分西経五十七度四十三・六九分の点、北緯六十五度六・〇四分西経五十七度四十三・九五分の点、北緯六十四度十二・〇六分西経五十七度四十八・〇九分の点、北緯六十四度四・二分西経五十七度四十九・〇一分の点、北緯六十三度五十七・三六分西経五十七度五十三・四分の点、北緯六十三度五十二・五七分西経五十七度五十六・四六分の点、北緯六十三度五十・〇五分西経五十七度五十七・〇一分の点、北緯六十三度四十三・九九分西経五十七度五十八・六分の点、北緯六十三度三十

	七・一六分西経五十八度一分の点、北緯六十三度三十五・〇二分西経五十八度一・八六分の点、北緯六十三度二十八・六二分西経五十七度五十九・六二分の点、北緯六十三度二十二・八六分西経五十七度五十七・二九分の点、北緯六十二度四十七・一四分西経五十七度四十・八三分の点、北緯六十二度十一・三五分西経五十七度二十五・一二分の点、北緯六十二度三・四七分西経五十七度二十二・一五分の点、北緯六十二度二・二三分西経五十七度二十一・六二分の点、北緯六十二度〇・三九分西経五十七度二十・九二分の点、北緯六十一度二十四・七四分西経五十七度十六・一六分の点、北緯六十一度十・一四分西経五十七度三十八・七分の点、北緯六十度四十三・五六分西経五十七度十七・六四分の点、北緯六十度十五・三六分西経五十七度四・五六分の点、北緯六十度西経五十六度四十三・〇二分の点及び北緯六十度西経六十四度九・六分の点を順次結んだ線並びにカナダの陸岸により囲まれた海域
ノルウェー海	北緯六十九度四十七・二二分東経三十度四十九・三分の点、北緯六十九度四十七・六九〇四分東経三十度四十九・〇五九分の点、北緯六十九度五十八・七五八分東経三十
排出規制海域	

一度六・二五九八分の点、北緯七十度八・六二五分東経三十一度三十五・一三五四分の点、北緯七十度十六・四八二六分東経三十二度四・三八三六分の点、北緯七十三度二十三・〇六五二分東経三十六度二十八・五七三二分の点、北緯七十三度三十五・六五八六分東経三十五度二十七・三三七八分の点、北緯七十四度二・九七四八分東経三十三度十七・八五九六分の点、北緯七十四度二十・七〇八四分東経三十度三十三・五〇五二分の点、北緯七十四度二十九・七九七二分東経二十六度二十八・一八〇八分の点、北緯七十四度二十四・二四四八分東経二十二度五十五・〇二七二分の点、北緯七十四度十三・七二二六分東経二十度十五・九七六二分の点、北緯七十三度三十五・四三九分東経十六度三十六・四九七四分の点、北緯七十三度十四・八二五四分東経十四度九・四二六六分の点、北緯七十二度四十二・五四分東経十一度四十二・一三九二分の点、北緯七十一度五十八・二分東経九度五十四・九六分の点、北緯七十一度三十七・五六一二分東経八度四十三・八二二二分の点、北緯七十度四十三・一六一分東経六度三十六・〇六七二分の点、北緯六十九度三十六・六二四分東経四度四十七・三二

	二分の点、北緯六十八度五十八・三一六四分東経三度五十一・二一五四分の点、北緯六十八度十四・九八九二分東経三度十七・〇三二二分の点、北緯六十七度二十五・七九八二分東経三度十・二〇七八分の点、北緯六十六度四十九・七二九二分東経三度二十五・一三〇四分の点、北緯六十六度二十五・九三四四分東経三度十七・一一〇二分の点、北緯六十五度二十二・七二一四分東経一度二十四・五九二八分の点、北緯六十四度二十五・九六九二分西経〇度二十九・三二一四分の点、北緯六十三度五十三・二四二分西経〇度二十九・四四二分の点、北緯六十二度五十三・四六五四分東経〇度三十八・三五五分の点、北緯六十二度東経一度二十二・二四九八分の点及び北緯六十二度東経四度五十二・三四六四分の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準（次項において「放出基準」という。）（改正後の別表第五に掲げるカナダ北極海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 令和七年一月一日以後に建造に着手された船舶以外の船舶に係る原動機であつて、次に掲げるもの

イ この政令の施行の際現に設置されている原動機

ロ この政令の施行の日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

二 前号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

2 次に掲げる原動機に係る放出基準（改正後の別表第五に掲げるノルウェー海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から令和十二年二月二十八日までの間に船舶に設置される原動機（次に掲げるものを除く。）

イ この政令の施行の日以後に建造契約が結ばれる船舶に設置される原動機

ロ 建造契約がない船舶であつて令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

三 前二号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

3 改正後の第十一条の十の表第一号（カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域に係る部分に限る。）の規定は、令和九年二月二十八日までの間は、適用しない。

理 由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅵの改正に伴い、原動機から発生する窒素酸化物の放出量及び船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域としてカナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する必要があるからである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

.....1

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			（窒素酸化物の放出量に係る放出基準） 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。
放出海域		原動機の種類、能力及び用途	
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域、米国内力、リブ海排出規制海域、カナダ北極		イット（略）	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
		（略）	

現 行			（窒素酸化物の放出量に係る放出基準） 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。
放出海域		原動機の種類、能力及び用途	
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域及び米国内力、カリブ海排出規制海域		イット（略）	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
		（略）	

備考 (略)	二 (略)	海排出規制 海域及びノ ルウェー海 排出規制海 域
	(略)	
	(略)	

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域、地中海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域
基 準	(略)
二 (略)	(略)

備考 (略)	二 (略)	
	(略)	
	(略)	

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域
基 準	(略)
二 (略)	(略)

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	北米排出 規制海域	米国カリ ブ海排出 規制海域	地中海排 出規制海 域	カナダ北 極海排出 規制海域
海域の範囲	一〇三（略）	（略）	（略）	北緯六十八度五十四分西経百三十七度の点、北緯七十二度五十六・五八分西経百三十七度の点、北緯七十三度〇・四二分西経百三十六度二十一・七二分の点、北緯七十三度二十一・七二分西経百三十六度二十・四六分の点、北緯七十三度五十六・三四分西経百三十六度五十七・六分の点、北緯七十四度三十・一八分西経百三十七度十三・〇八分の点、北緯七十五度三・四二分西経百三十七度七・二分の点、北緯七十五度四十九・二六分西経百三十六度三十二・〇四分の点、北緯七十六度四十二・一八分西経百三十六度五十七・〇六分の点、北緯七十七度二十八・二六分西経百三十六度三十四・七四分の点、北緯七十八度七・二六分西経百三十五度二十八・五分の点、

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	北米排出 規制海域	米国カリ ブ海排出 規制海域	地中海排 出規制海 域	（新設）
海域の範囲	一〇三（略）	（略）	（略）	（新設）

北緯七十八度三十九・七二分西經百三十三度四十四 ・八八分の点、北緯七十九度二十九・五八分西經百 三十一度二十四・九六分の点、北緯七十九度五十三 ・一六分西經百二十九度三十二・二二分の点、北緯 八十度三十一・四四分西經百二十七度三十三・四八 分の点、北緯八十一度五十四・三六分西經百十八度 三十六・二四分の点、北緯八十二度十六・三二分西 經百十六度二十八・九八分の点、北緯八十二度五十 二・八六分西經百十五度二十九・四六分の点、北緯 八十三度五十四・五四分西經百十二度七・二分の点 、北緯八十五度四十六・一四分西經九十七度十六・ 八六分の点、北緯八十六度九・七八分西經八十九度 十四・四六分の点、北緯八十六度二十二・五六分西 經七十八度五十九・五八分の点、北緯八十六度十九 ・一八分西經六十度十・一七分の点、北緯八十五度 三十八・九二分西經五十八度十・五八分の点、北緯 八十五度二十二・二九分西經五十七度五十九・二二 分の点、北緯八十五度十二・〇四分西經五十七度五 十四・六八分の点、北緯八十四度四十九・五六分西 經五十七度十三・二八分の点、北緯八十四度二十二 ・一五分西經五十六度四十三・〇九分の点、北緯八 十四度十七・三二分西經五十六度三十五・七八分の 点、北緯八十四度十一・〇五分西經五十六度二十九 ・五三分の点、北緯八十三度十・七九分西經五十七 度〇・二一分の点、北緯八十三度四・二九分西經五 十七度二十七・七八分の点、北緯八十三度〇・九五 分西經五十七度三十二・七二分の点、北緯八十二度 四十四・七一分西經五十八度〇・三八分の点、北緯 八十二度四十二・五七分西經五十八度六・七八分の 点、北緯八十二度四十・六九分西經五十八度十一・
--

七四分の点、北緯八十二度三十四・九五分西経五十八度二十五・三分の点、北緯八十二度三十一・二五分西経五十八度三十八・五六分の点、北緯八十二度二十七・五二分西経五十八度五十・一二分の点、北緯八十二度二十二・八七分西経五十九度二分の点、北緯八十二度二十・二六分西経五十九度二十一・三八分の点、北緯八十二度十八・五四分西経五十九度三十二・二五分の点、北緯八十二度十七・二二分西経五十九度四十一・三一分の点、北緯八十二度十四・四一分西経五十九度五十六・〇六分の点、北緯八十二度十二・〇六分西経六十度二・二三分の点、北緯八十一度五十一・六七分西経六十二度九・六分の点、北緯八十一度十七・八九分西経六十四度八・七三分の点、北緯八十度五十・四八分西経六十六度十五・三三分の点、北緯八十度五十・一分西経六十六度二十六・九七分の点及び北緯八十度四十九・九一分西経六十六度二十七・四分の点を順次結んだ線、北緯八十度四十九・二九分西経六十六度二十七・〇四分の点、北緯八十度四十九・一九分西経六十六度二十六・五七分の点、北緯八十度四十五・四三分西経六十七度三・九九分の点、北緯八十度二十六・一六分西経六十八度十四・三九分の点、北緯八十度一・七九分西経六十八度四十六・九九分の点、北緯七十九度四十・三八分西経六十九度四・六八分の点、北緯七十八度四十八・〇九分西経七十二度五十二・三六分の点、北緯七十八度二十五・〇五分西経七十三度四十五・六六分の点、北緯七十七度三十・八三分西経七十四度三十八・二四分の点、北緯七十六度四十三・四七分西経七十四度五十六・四九分の点、北緯七十五度西経七十三度十六・〇七分の点、北緯

七十四度五十・六七分西経七十三度二・七一分の点
、北緯七十四度四十四・二分西経七十二度五十二・
八六分の点、北緯七十四度二十八・六七分西経七十
一度四十五・七二分の点、北緯七十四度二十四・〇
二分西経七十一度二十五・六七分の点、北緯七十四
度十二・四二分西経七十度三十三・〇六分の点、北
緯七十四度十・〇三分西経七十度二十三・一二分の
点、北緯七十四度七・五分西経七十度十二・一六分
の点、北緯七十四度六・一五分西経七十度六・六九
分の点、北緯七十四度二・五三分西経六十九度五十
一・四三分の点、北緯七十四度二・二五分西経六十
九度五十・三三分の点、北緯七十三度五十七・五四
分西経六十九度三十一・〇二分の点、北緯七十三度
五十二・二七分西経六十九度十・八八分の点、北緯
七十三度四十六・七三分西経六十八度五十一・一四
分の点、北緯七十三度四十六・一七分西経六十八度
四十八・八一分の点、北緯七十三度四十一・七七分
西経六十八度二十九・六五分の点、北緯七十三度三
十七・九一分西経六十八度十二・三四分の点、北緯
七十三度三十六・五一分西経六十八度五・四二分の
点、北緯七十三度三十一・一四分西経六十七度十五
・五二分の点、北緯七十三度二十五・九分西経六十
六度二十四・九九分の点、北緯七十三度十八・四八
分西経六十六度七・九一分の点、北緯七十二度五十
・八九分西経六十五度七・五二分の点、北緯七十二
度四十七・七分西経六十五度〇・六三分の点、北緯
七十二度四十五・七六分西経六十四度五十八・二二
分の点、北緯七十二度四十三・七八分西経六十四度
五十四・二七分の点、北緯七十二度三十六・四分西
経六十四度三十八・七四分の点、北緯七十二度三十

・五八分西経六十四度二十六・〇四分の点、北緯七十二度二十四・八九分西経六十四度十三・一分の点、北緯七十二度十・九六分西経六十三度四十・五五分の点、北緯七十二度六・三三分西経六十三度三十・四二分の点、北緯七十二度一・六五分西経六十三度二十・七三分の点、北緯七十一度五十二・九八分西経六十三度三・八六分の点、北緯七十一度四十七・二一分西経六十二度五十二・六七分の点、北緯七十一度四十四・七一分西経六十二度四十九・四一分の点、北緯七十一度三十二・九分西経六十二度三十三・三三分の点、北緯七十一度三十一・七三分西経六十二度三十一・六六分の点、北緯七十一度二十九・三九分西経六十二度二十八・九九分の点、北緯七十一度二十五・九三分西経六十二度二十五・三七分の点、北緯七十一度十八・九八分西経六十二度十七・四五分の点、北緯七十一度十二・一分西経六十二度八・九八分の点、北緯七十度五十一・八四分西経六十一度四十二・五三分の点、北緯七十度四十八・一七分西経六十一度三十七・六二分の点、北緯七十度三十五・五五分西経六十一度二十・二八分の点、北緯七十度三十三・〇七分西経六十一度十七・一分の点、北緯七十度十三・四八分西経六十一度十・四九分の点、北緯七十度八・八三分西経六十一度八・六七分の点、北緯七十度七・五五分西経六十一度七・九二分の点、北緯七十度一・六八分西経六十一度四・〇八分の点、北緯六十九度五十五・八二分西経六十度五十九・八五分の点、北緯六十九度五十五・二七分西経六十度五十九・四一分の点、北緯六十九度四十九・八二分西経六十度五十七・九九分の点、北緯六十九度二十九・四一分西経六十度五十一・

三六分の点、北緯六十九度十二・八二分西経六十度
二十七・四分の点、北緯六十九度十・二四分西経六
十度二十三・四七分の点、北緯六十九度六・七九分
西経六十度十八・三三分の点、北緯六十九度〇・八
八分西経六十度八・九九分の点、北緯六十八度五十
六・八三分西経六十度二・二一分の点、北緯六十八
度三十八・〇二分西経五十九度十四・四三分の点、
北緯六十八度三十七・八六分西経五十九度十四・〇
一分の点、北緯六十八度三十四・〇二分西経五十九
度四・四六分の点、北緯六十八度三十二・八八分西
経五十九度一・四九分の点、北緯六十八度二十五・
二五分西経五十八度四十二・〇六分の点、北緯六十
八度二十一・六七分西経五十八度三十八・六四分の
点、北緯六十八度十六・〇七分西経五十八度三十三
・七五分の点、北緯六十八度七・四分西経五十八度
二十六・九三分の点、北緯六十八度六・八七分西経
五十八度二十六・五八分の点、北緯六十八度四・二
六分西経五十八度二十四・六九分の点、北緯六十八
度一・八九分西経五十八度二十三・一五分の点、北
緯六十七度五十六・九四分西経五十八度十九・六二
分の点、北緯六十七度四十四・二五分西経五十八度
九・七九分の点、北緯六十七度三十九・七七分西経
五十八度六・〇五分の点、北緯六十七度三十五・三
三分西経五十八度二・〇七分の点、北緯六十七度三
十・七六分西経五十七度五十七・六六分の点、北緯
六十七度二十九・一六分西経五十七度五十六分の点
、北緯六十七度二十八・二一分西経五十七度五十五
・〇一分の点、北緯六十七度二十七・二七分西経五
十七度五十四・五七分の点、北緯六十七度二十一・
五二分西経五十七度五十二・三五分の点、北緯六十

六度四十九・四七分西経五十七度四十二・八四分の点、北緯六十六度四十一・七一分西経五十七度四十・三五分の点、北緯六十六度三十七・八八分西経五十七度三十九・四五分の点、北緯六十六度三十六・〇二分西経五十七度三十八・九九分の点、北緯六十六度三十・二七分西経五十七度三十八・〇四分の点、北緯六十六度二十四・五分西経五十七度三十七・五六分の点、北緯六十六度十八・六八分西経五十七度三十七・五五分の点、北緯六十六度十二・八四分西経五十七度三十八・〇一分の点、北緯六十六度三・五分西経五十七度三十九・四五分の点、北緯六十五度五十七・六二分西経五十七度三十九・九三分の点、北緯六十五度五十七・五分西経五十七度三十九・九三分の点、北緯六十五度五十一・七五分西経五十七度四十・四四分の点、北緯六十五度五十・八一分西経五十七度四十・四六分の点、北緯六十五度三十七・五九分西経五十七度四十一・七四分の点、北緯六十五度三十四・七四分西経五十七度四十二・一八分の点、北緯六十五度二十三・三三分西経五十七度四十四・八三分の点、北緯六十五度十八・〇八分西経五十七度四十五・七分の点、北緯六十五度十四・五二分西経五十七度四十四・九九分の点、北緯六十五度十一・四九分西経五十七度四十四・二二分の点、北緯六十五度八・七九分西経五十七度四十三・六九分の点、北緯六十五度六・〇四分西経五十七度四十三・九五分の点、北緯六十四度十二・〇六分西経五十七度四十八・〇九分の点、北緯六十四度四・二分西経五十七度四十九・〇一分の点、北緯六十三度五十七・三六分西経五十七度五十三・四分の点、北緯六十三度五十二・五七分西経五十七度五十六・

	ノルウェー ー海排出 規制海域
四六分の点、北緯六十三度五十・〇五分西経五十七度五十七・〇一分の点、北緯六十三度四十三・九九分西経五十七度五十八・六分の点、北緯六十三度三十七・一六分西経五十八度一分の点、北緯六十三度三十五・〇二分西経五十八度一・八六分の点、北緯六十三度二十八・六二分西経五十七度五十九・六二分の点、北緯六十三度二十二・八六分西経五十七度五十七・二九分の点、北緯六十二度四十七・一四分西経五十七度四十・八三分の点、北緯六十二度十一・三五分西経五十七度二十五・一二分の点、北緯六十二度三・四七分西経五十七度二十二・一五分の点、北緯六十二度二・二三分西経五十七度二十一・六二分の点、北緯六十二度〇・三九分西経五十七度二十・九二分の点、北緯六十一度二十四・七四分西経五十七度十六・一六分の点、北緯六十一度十・一四分西経五十七度三十八・七分の点、北緯六十度四十三・五六分西経五十七度十七・六四分の点、北緯六十度十五・三六分西経五十七度四・五六分の点、北緯六十度西経五十六度四十三・〇二分の点及び北緯六十度西経六十四度九・六分の点を順次結んだ線並びにカナダの陸岸により囲まれた海域	北緯六十九度四十七・二二分東経三十度四十九・三分の点、北緯六十九度四十七・六九〇四分東経三十三度四十九・〇五九分の点、北緯六十九度五十八・七五八分東経三十一度六・二五九八分の点、北緯七十八度八・六二五分東経三十一度三十五・一三五四分の点、北緯七十度十六・四八二六分東経三十二度四・三八三六分の点、北緯七十三度二十三・〇六五二分東経三十六度二十八・五七三二分の点、北緯七十三

(新設)	
(新設)	

度三十五・六五八六分東經三十五度二十七・三三七
八分の点、北緯七十四度二・九七四八分東經三十三
度十七・八五九六分の点、北緯七十四度二十・七〇
八四分東經三十度三十三・五〇五二分の点、北緯七
十四度二十九・七九七二分東經二十六度二十八・一
八〇八分の点、北緯七十四度二十四・二四四八分東
經二十二度五十五・〇二七二分の点、北緯七十四度
十三・七二二六分東經二十度十五・九七六二分の点
、北緯七十三度三十五・四三九分東經十六度三十六
・四九七四分の点、北緯七十三度十四・八二五四分
東經十四度九・四二六六分の点、北緯七十二度四十
二・五四分東經十一度四十二・一三九二分の点、北
緯七十一度五十八・二分東經九度五十四・九六分の
点、北緯七十一度三十七・五六一二分東經八度四十
三・八二二分の点、北緯七十度四十三・一六一分
東經六度三十六・〇六七二分の点、北緯六十九度三
十六・六二四分東經四度四十七・三二二分の点、北
緯六十八度五十八・三一六四分東經三度五十一・二
一五四分の点、北緯六十八度十四・九八九二分東經
三度十七・〇三二二分の点、北緯六十七度二十五・
七九八二分東經三度十・二〇七八分の点、北緯六十
六度四十九・七二九二分東經三度二十五・一三〇四
分の点、北緯六十六度二十五・九三四四分東經三度
十七・一一〇二分の点、北緯六十五度二十二・七二
一四分東經一度二十四・五九二八分の点、北緯六十
四度二十五・九六九二分西經〇度二十九・三二一四
分の点、北緯六十三度五十三・二二四二分西經〇度
二十九・四四二分の点、北緯六十二度五十三・四六
五四分東經〇度三十八・三五五五分の点、北緯六十二
度東經一度二十二・二四九八分の点及び北緯六十二

度東経四度五十二・三四六分の点を順次結んだ線
、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸に
より囲まれた海域